

鴻巣市後援等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が後援等を行う場合における取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援等」とは、「後援」、「推薦」、及び「協賛」をいう。

(対象)

第3条 後援等は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 市政の進展に寄与すると認めるもの
- (2) 教養、健康又は経済の増進に寄与すると認めるもの
- (3) その他市民福祉の向上に寄与すると認めるもの

(除外)

第4条 後援等は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては行わない。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意志があると認めるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその恐れがあると認めるもの
- (3) その他後援等を行うことが不適當であると認めるもの

(申請)

第5条 後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等承認申請書を市長に提出しなければならない。

(通知)

第6条 市長は前条による申請があったときは内容を審査し、承認することを適当と認めるときは、後援等承認決定通知書により、承認することが適当でないとき、後援等不承認決定通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(条件)

第7条 後援等の承認にあたっては、原則として次の条件を付するものとする。

- (1) 職員等の派遣は行わない。
- (2) 使用施設の使用料免除等を行わない。

附 則

この要綱は平成10年7月1日から施行する。

鴻巣市後援等承認基準

鴻巣市が、後援、推薦、協賛（以下「後援等」という。）を行う承認の基準は、次のとおりである。

1 対象の催事

承認の対象となる催事は、映画会、演劇会、音楽会、展覧会、発表会、スポーツ大会、各種集（大）会、その他これらに類するもの（以下「催事」という。）とする。

2 承認の基準

後援等を承認する基準は、次の各項を満たすものであること。

- (1) 催事を主催する団体の存在が明確であること。
- (2) 催事の目的、内容等が政治的活動若しくは宗教的活動でないこと。
- (3) 催事の内容等が、教育的、文化的に意義のあるものであること。
- (4) 催事の目的が営利を目的としたものでないこと。
- (5) 原則として有料でないこと。

3 承認の条件

承認にあたっては、次の条件を付すること。

- (1) 催事にかかる券等は、みだりに公共施設に持ち込まないこと。
- (2) 市職員の派遣及び市費援助は、原則として行わないこと。